

令和 7 年度
公益財団法人神戸市スポーツ協会
事業概要

文化スポーツ局

目 次

	頁
I 協会設立の趣旨	1
II 協会の概要	
1 名称	1
2 所在地	1
3 設立年月（沿革）	1
4 基本財産	1
5 機構	2
6 職員数	2
7 評議員・役員	3
8 加盟団体一覧	5
III 定款	6
IV 令和6年度事業報告	
1 事業報告	1 4
2 事業別収支計算書	2 0
3 正味財産増減計算書	2 1
4 貸借対照表	2 2
5 財産目録	2 3
6 事業別収入明細書	2 4
7 事業別支出明細書	2 5
8 財務状況の推移	2 6
V 令和7年度事業計画	
1 事業計画	2 7
2 経営改善の取組み	3 0
3 事業別収支予算書	3 2
4 予定正味財産増減計算書	3 3
5 予定貸借対照表	3 4
6 事業別予定収入明細書	3 5
7 事業別予定支出明細書	3 6
VI 令和6年度主要事業計画・実績比較	3 7
参 考	
1 主要事業の推移	3 8
2 施設概要	3 9

I 協会設立の趣旨

当協会は、昭和 22 年に任意団体「神戸市体育協会」として発足し、平成 2 年 4 月に財団法人化された。平成 10 年 10 月には、財団法人神戸市スポーツ教育公社を統合し、学校給食事業及び体育施設管理運営事業等を引き継いだ。平成 24 年 4 月には公益財団法人に移行し、名称についても「神戸市スポーツ教育協会」に変更し、協会の目的を、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することと定めた。

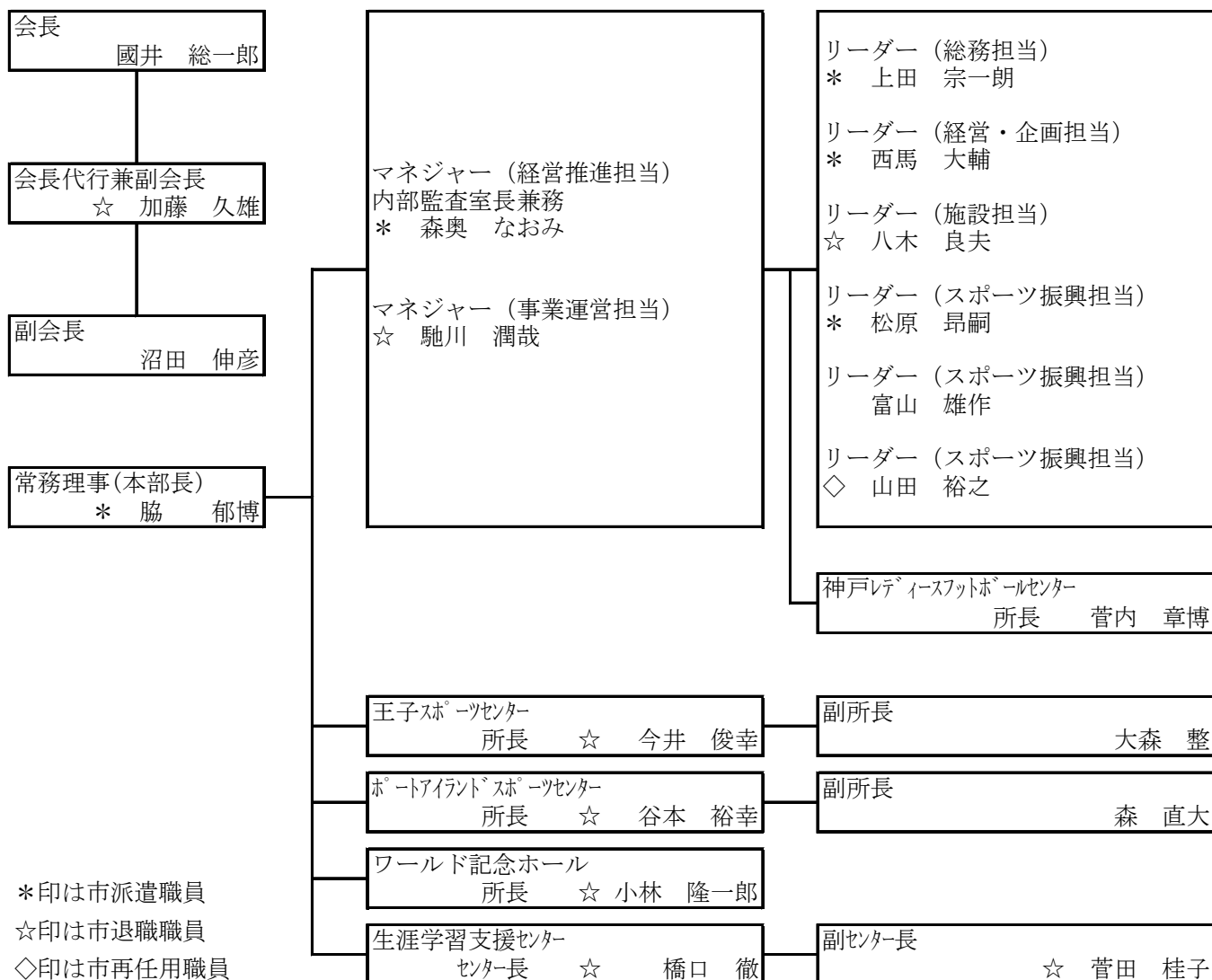
平成 30 年 9 月には、学校給食事業について、一般財団法人神戸市学校給食会に移管し、令和元年 7 月には、神戸市のスポーツ振興団体の位置づけをより明確化し、スポーツの発展に取り組むため、現名称に改称した。

II 協会の概要

1	名 称	公益財団法人神戸市スポーツ協会		
2	所 在 地	神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 (神戸商工貿易センタービル10階)		
3	設 立 年 月	昭和22年12月	任意団体「神戸市体育協会」として発足	
	(沿 革)	平成 2 年 4 月	財団法人認可	
		平成10年10月	(財)神戸市スポーツ教育公社と統合	
		平成24年 4 月	公益財団法人移行	
			「神戸市スポーツ教育協会」に名称変更	
		令和元年 7 月	「神戸市スポーツ協会」に名称変更	
4	基 本 財 産	200,000千円 (出捐：神戸市87.5%)		

5 機 構

令和7年7月1日現在



6 職員数（役員を除く）

令和7年7月1日現在

所 属	課長・施設長	係長・副施設長	係 員	合 計
本 部	2 (1)	7 (3)	11	20 (4)
王子スポーツセンター	1	1	3	5
ポートアイランドスポーツセンター	1	1	1	3
ワールド記念ホール	1		1	2
生涯学習支援センター	1	3	3	7
合 計	6 (1)	12 (3)	19	37 (4)

- ・（ ）内は市派遣職員数内書
- ・管理職以外の臨時職員及びパートタイム職員を除く

7 評議員・役員

(1) 評議員

令和7年7月1日現在
(五十音順)

	氏 名	備 考
1	阿 部 雅 隆	神戸柔道協会副会長兼理事長
2	伊 藤 紀美子	田嶋株式会社代表取締役社長
3	伊 原 由 美	弁護士
4	鈴 木 信 子	神戸市スケート協会会長
5	檀 特 竜 王	神戸市文化スポーツ局局長（スポーツ担当）
6	長 ケ 原 誠	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
7	中 田 進	神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会会長
8	永 島 昭 浩	日本サッカー協会日本代表OB・OG会会長
9	速 水 順一郎	神戸市レクリエーション協会会長
10	平 野 直 美	神戸女子短期大学食物栄養学科教授
11	松 本 周 二	神戸軟式野球協会会長
12	松 本 大 輔	神戸新聞社運動部長
13	森 田 祐 子	神戸市婦人団体協議会副会長
14	森 本 茂 夫	神戸市バスケットボール協会会長

(2) 役員（理事・監事）

令和7年7月1日現在
(役職、五十音順)

	役 職	氏 名	備 考
1	会長◎	國 井 総一郎	株式会社ノーリツ相談役
2	会長代行 兼副会長◎	加 藤 久 雄	神戸市スポーツ協会
3	副会長	沼 田 伸 彦	元株式会社サンテレビジョン代表取締役社長
4	常務理事	脇 郁 博	神戸市スポーツ協会
5	理事	浅 野 あ や	育英高等学校・入試広報部参事
6	理事	大 淵 真 一	神戸バレーボール協会会長
7	理事	川 畑 龍 雄	神戸市体操協会会長
8	理事	小 林 祐梨子	日本パラ陸上競技連盟理事
9	理事	坂 元 美 子	神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科 准教授
10	理事	佐 藤 貴 之	神戸市サッカー協会専務理事
11	理事	常 深 隼太郎	神戸市ラグビーフットボール協会副会長
12	理事	中 川 一 穂	神戸市剣道連盟会長
13	理事	西 角 智 成	神戸市陸上競技協会理事長
14	理事	新 田 耕 造	神戸市卓球協会会長
15	理事	藤 江 久 善	神戸市バドミントン協会会長
16	理事	森 田 賢 二	神戸市ソフトテニス連盟副会長
17	理事	山 口 泰 雄	神戸大学名誉教授
18	監事	黒 田 信 男	兵庫県山岳連盟副会長
19	監事	里 見 良 子	公認会計士

◎ 代表理事

8 加盟団体一覧 (43団体)

令和7年7月1日現在

	加盟団体名
1	神戸市陸上競技協会
2	神戸軟式野球協会
3	神戸市ソフトテニス連盟
4	神戸市水泳協会
5	神戸市剣道連盟
6	一般社団法人神戸市サッカー協会
7	神戸市テニス協会
8	神戸市体操協会
9	神戸市ハンドボール協会
10	神戸バレーボール協会
11	神戸市弓道協会
12	神戸柔道協会
13	神戸市相撲連盟
14	神戸市卓球協会
15	神戸市バスケットボール協会
16	神戸市バドミントン協会
17	神戸市ソフトボール協会
18	神戸市なぎなた協会
19	神戸市スキー協会
20	一般社団法人神戸市漕艇連盟
21	神戸市ラグビーフットボール協会

	加盟団体名
22	神戸市レスリング協会
23	神戸市ボクシング協会
24	兵庫県山岳連盟神戸支部
25	兵庫県野球連盟
26	神戸市ホッケー協会
27	神戸市クレ射撃協会
28	神戸市スケート協会
29	兵庫県高等学校体育連盟 神戸支部
30	神戸市中学校体育連盟
31	神戸市ボウリング協会
32	神戸市アーチェリー協会
33	神戸市少林寺拳法協会
34	神戸市空手道連盟
35	神戸市ウエイトリフティング協会
36	神戸市綱引連盟
37	神戸市ライフル射撃協会
38	神戸銃剣道連盟
39	神戸市アイスホッケー協会
40	神戸市バトン協会
41	神戸市ゴルフ協会
42	神戸市レクリエーション協会
43	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会

(参考) 神戸市レクリエーション協会 加盟団体 (10団体)

	団体名
1	神戸市民山の会
2	神戸フォークダンス協会
3	神戸投輪連盟
4	神戸レディース卓球連盟
5	神戸市民ラジオ体操の会

	団体名
6	神戸民踊研究会
7	神戸市生涯体育大学同窓会
8	神戸市レクリエーション指導者クラブ
9	神戸市グラウンド・ゴルフ協会
10	神戸ウオーキング協会

Ⅲ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市スポーツ協会と称し、Kobe Sport Association（略称 K S A）と英訳する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツ大会等の開催並びにスポーツに関する事業の実施及び支援
- (2) 国際級スポーツ大会等の誘致
- (3) スポーツに関する国際交流事業の実施及び支援
- (4) スポーツ指導者の養成
- (5) 神戸総合型地域スポーツクラブの育成
- (6) スポーツ医・科学に基づく健康・体力づくりの推進
- (7) スポーツに関する調査研究及び情報の提供
- (8) スポーツ関係団体等とのネットワークの形成及び連携
- (9) スポーツ功労者等の顕彰
- (10) 社会教育施設の管理運営その他教育に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 財産目録の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名又は 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を会長代行兼副会長、2 名以内を常務理事とする。

3 会長、会長代行兼副会長及び常務理事以外の理事のうち、2 名以内を副会長とすることができる。

4 第 2 項の会長及び会長代行兼副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び会長代行兼副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、会長及び会長代行兼副会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、会長代行兼副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行兼副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、会長代行兼副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(名誉会長及び顧問)

第 35 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名及び顧問 4 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 36 条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 神戸市におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括する団体
- (2) 地域を代表する団体
- (3) 神戸市における学校体育団体
- (4) 神戸市におけるレクリエーションを統括する団体

(加盟)

第 37 条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を経て加盟することができる。

(会費)

第 38 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会において別に定める会費を納めなければならない。

(退会等)

第 39 条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由書を付して、会長に退会届を提出しなければならない。

- 2 会長は、加盟団体が第 36 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認められるときは、評議員会において評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を経て、退会させることができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他退会させるべき正当な事由があるとき
- (加盟団体連絡会)

第 40 条 協会の職務執行に対して、意見交換及び協議を行うことを目的に、加盟団体連絡会を設置する。

2 加盟団体連絡会は、理事とすべての加盟団体をもって構成する。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 41 条 この法人に賛助会員を置く。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。
- 3 賛助会員の入退会及び会費に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）

第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 表孟宏 橋口秀志 植月正章 横関勇 正木一央 嶋中良治 小林茂幸 木村淳三
尼子邦之 佐藤由香里 大西睦雄 平川和文 岸本洋子 高井豊司 三谷弘光 木村光雄
藤原匠 吉田敦美
監事 神吉政明 青木節子 高橋信雄
- 4 この法人の最初の会長（代表理事）は表孟宏、会長代行兼副会長（代表理事）は橋口秀志、副会長（理事）は植月正章、常務理事は横関勇とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	神戸市債 2 億円

IV 令和6年度 事業報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

＜神戸市スポーツ協会の事業体系図＞

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

イ スポーツ・教育施設運営事業

(2) 収益事業

＜収益1＞スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

イ 施設附帯等事業

1 事業報告

第5期中期経営計画に沿って、市民の Well-being の実現に寄与すべく、すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境の提供の実現に向けて、各事業を実施しスポーツの振興に努めた。

令和6年度は、市が運営する国際大会「神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会」を積極的に支援し、大会の成功に大きく寄与した。また、当協会の経営資源を最大限活用し、加盟団体等への継続的な運営支援をはじめ、2年ぶりの六甲シティマラソン大会や震災30周年事業をはじめとするスポーツイベントの開催、市事業への参画等を通じて、多くの市民がスポーツに親しむ機会を提供することができた。



(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 市民スポーツ大会等開催事業

大会名	実施時期	参加者	概要
第65回神戸市民体育大会	4月6日～ 11月24日	20,975人	市内各競技施設で、陸上競技など22競技、40大会を実施
令和6年度 神戸市総合スポーツ大会	7月30日～ 令和7年1月25日	15,895人	市内各競技施設で、水泳競技など20競技、26大会を実施
第32回六甲シティマラソン大会 ～阪神・淡路大震災30年特別大会～	令和7年1月26日	7,781人	2年ぶりの開催 交流広場でイベントを実施
しあわせ健康駅伝大会 (第28回神戸市小学生駅伝 競走大会)	11月30日	183人	ユニバー記念競技場と周辺で、 小学校4～6年生の学年別男女混合 による駅伝大会を開催
第56回神戸市 家庭バレーボールまつり	5月14・16・17日	801人	王子スポーツセンターで開催
第59回神戸市 家庭バレーボール大会	10月2・10日	239人	王子スポーツセンター(予選リーグ)、 中央体育館(決勝トーナメント)で開 催

b ファミリーウォーキング等

① ファミリーウォーキング

誰もが参加できる健康増進事業として、10km以内のコースで市内の名所や史跡を巡るファミリーウォーキングを開催した。市内の歴史的資源に触れ合える機会にもなるように神戸市文化財課と連携のうえ、コースや周辺の史跡等を参加者に紹介した。



(4回(4月、6月、10月、令和7年1月)開催 578人参加)

② K O B E ウォーキングツーリズム

スポーツと観光を融合させたイベントとして、ウォーキングを楽しみながら神戸の観光地を巡るスポーツツーリズムを実施した。(9月29日 113人参加)

③ 六甲山ハイク

参加者の健康増進を図るとともに、六甲山の歴史や安全登山について学ぶことができるハイキングイベントを実施した。(10月5日 38人参加)

c スポーツイベント支援事業

① 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会支援

東アジア初開催となる「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」について、協力金や広報面での支援のほか、運営面においても当協会職員を派遣し、SNS 発信やこども記者等の広報・イベント関連業務に従事する等積極的に支援した。



② 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県スポーツ協会加盟団体等との連携のもと、大会実行委員会への参加、大会運営経費の助成、広報等、市民に夢や感動を届ける全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの誘致・開催支援に努めた。

(主なスポーツイベント)

全農杯 2024 年全日本卓球選手権大会 (ホープス・カブ・バンビの部)

第 108 回日本陸上競技選手権大会男子・女子 20 km 競歩 など

③ 神戸マラソン支援

加盟団体の協力を得て 290 人の大会ボランティア(走路要員等)を動員し、沿道での安全確保等を行ったほか、関連するランニングイベントや沿道応援イベントを実施し、大会の機運醸成を図った。

- ・王子スポーツセンターランニングクリニックの開催(参加者 241 人)
- ・神戸マラソンオフィシャルイベント「ランニング教室」の開催(参加者 65 人)
- ・神戸マラソン・シリーズイベント「神戸マラソン応援フェスティバル 2024 in ノエスタ」の開催支援(約 4,500 人参加)

d 加盟団体等助成事業

① 運営支援

加盟団体の活動に対して助成を行うとともに、団体の事務所等を備えた「ふきあい分室」の運営、加盟団体の適正なガバナンスを確保するためのコンプライアンス研修に関するコンテンツの提供等を行い支援した。

② 活動の情報発信

協会ホームページで加盟団体の活動を紹介し、王子スポーツセンターにおいても掲示板を活用して加盟団体の活動を紹介した。

③ 競技力向上の支援

加盟団体が実施する競技力向上を目的とする強化練習に対する支援を行った。

e その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

市内トップチームと連携した「震災 30 年トップチームとつなぐメモリアルウォーク」やトップアスリートによる教室事業等のほか、市と協働してヴィッセル神戸・2 冠達成を祝う会兼壮行会の運営支援を行った。



② スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、令和 7 年 3 月 12 日に表彰式を開催した。

内容 運営功労賞（16 人）、優秀指導者賞（7 人）、優秀団体賞（8 団体）、優秀選手賞（17 人）、スポーツ振興賞（1 団体と 2 人）

③ 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸、エレコム神戸ファイニーズ、アルコ神戸、デウソン神戸、SAGA 久光スプリングス、神戸ストークス、コベルコ神戸スティーラーズの市民観戦会を行った。（合計 12 回 6,885 人）



④ 基礎体力向上のための取組み

「かけっこ教室」「走り方教室」を開催した。

（合計 4 回 312 人 親子 138 組）

⑤ 加盟団体等と連携した体験会の実施

「KOBE スポーツトライアル DAY2024」に合わせて、ニュースポーツを含め多様なスポーツに触れあう機会を提供するとともに、競技者のすそ野を広げるための取組みとして、加盟団体等と連携した体験会を実施した。（合計 6 種目 1,253 人）

⑥ スポーツ普及啓発のための新たな支援

加盟団体や民間事業者が実施する競技の体験会や多数の市民が参加・体験できるイベント等への支援を行う「スポーツ競技等普及啓発活動支援制度」を新たに運用し、14 事業に対して支援を行い、市民がスポーツに触れ合う機会を提供した。



⑦ スポーツ情報提供事業

子ども向け情報誌「スポ協つうしんジュニア」の発行及び機関誌「神戸体育」の編集やホームページでの情報提供等を行った。

⑧ 市事業への新たな参画

市との役割分担に基づき、新たに事業移管された少年団事業と生涯スポーツ振興事業（神戸市生涯体育大学、神戸市民山の会、神戸市民ラジオ体操の会）に取り組んだ

ほか、全日本高校・大学ダンスフェスティバル、六甲全山縦走・半縦走大会の2大会の運営に引き続き参画した。

⑨ 中学校部活動地域移行への取り組み

市立中学校運動部活動の地域移行に向けた調査・活動支援業務を市教育委員会から受託した。

⑩ 中期経営計画の達成に向けたプロジェクトチームの運用

第5期中期経営計画の達成に向け、市民のスポーツ参加率の向上や、市内スポーツ情報の効果的な発信、市が主催等する国際スポーツ大会のレガシー事業の継承に、プロジェクトチームにより取り組んだ。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

① スポーツ施設

指定管理者として、2スポーツ施設（王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター）の管理運営を実施し、良好なスポーツ環境の提供に努めた。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和6年度	令和5年度		
王子スポーツセンター	356,330人	337,667人	18,663人	5.5%
ポートアイランドスポーツセンター	284,611人	216,260人	68,351人	31.6%
合 計	640,941人	553,927人	87,014人	15.7%

※利用人数には、大会観覧者数を含む。

※ポートアイランドスポーツセンターでは、老朽化による施設修繕のため、約1か月スケートリンクの開業を延期した。



② 社会教育施設

指定管理者として、生涯学習支援センターの管理運営、神戸市老眼大学の開催や生涯学習市民講師登録制度の運用により、生涯学習活動を支援した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和6年度	令和5年度		
生涯学習支援センター	320,632人	333,412人	△12,780人	△3.8%

b 施設スポーツ振興事業

① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施

王子スポーツセンターのスタッフによる地域スポーツクラブの育成支援を実施した。

② KOBE スポーツトライアル DAY2024 の開催

王子スポーツセンター・王子スタジアムをはじめ、王子公園内の各所を会場にスポーツイベントを開催し、子どもから大人までが楽しめる様々なイベント体験会を開催した。（参加者延べ9,307人）

③ 大学連携事業

神戸親和大学と協働した学生主導のスポーツ教室「チャレンジサマースクール」を開催した。(参加者 121 人)

市内 12 大学(神戸薬科大学、兵庫県立大学等)と連携し、健康・歴史・環境問題等のテーマに対してバラエティ豊かな講義「こうべ生涯学習カレッジ」を開催した。

(参加者 88 人)

c スポーツ教室等事業

球技などの一般教室に加え、子どもの体力づくりや中高年の健康づくりを支援する運動教室等を開催した。(104 教室 受講者 7,758 人)

(2) 収益事業

＜収益1＞スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設（ワールド記念ホール）収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行い、スポーツイベントや文化・興行・式典等を積極的に誘致し、イベントの振興と収益確保に取り組んだ。

神戸マラソンでは施設利用を無料とする等の協力を行ったほか、ホール開業40周年記念事業として、幅広い年代が楽しめるディズニー・オン・アイスを対象に神戸市民特別割引を実施するとともに市内児童養護施設入所児童等を招待した。また、40周年記念ホームページの開設やイメージキャラクター「ワッホー」を決定する等40周年記念を盛り上げた。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和6年度	令和5年度		
ワールド記念ホール	602,311人	408,121人	194,190人	47.6%



b レディースフットボールセンター推進事業

兵庫県サッカー協会とともに、女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」を運営し、女子サッカーの普及・振興に努めるとともに、校外学習やスポーツ交流の場を提供し地域貢献に取り組んだ。

令和6年度は、継続的に安定した経営を行うため、4月1日から利用料金の改定を行うとともに、利用者サービスの一環として、登録チームを対象としたINAC神戸ホームゲーム観戦機会の拡大に取り組んだ。また、前年に引き続きアドバイザーとして元サッカー日本代表の永島昭浩氏の協力を得て、認知度向上および利用活性化に取り組んだ。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和6年度	令和5年度		
神戸レディースフットボールセンター	60,092人	57,868人	2,224人	3.8%

※利用人数には、大会観覧者数を含む

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館及び神戸レディースフットボールセンターで駐車場の運営事業等を行った。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出しや、ワールド記念ホールでの施設利用に関する附属設備・備品等の貸出を行った。また、各施設に設置した自動販売機の手数料収入を得た。

2 事業別収支計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	1, 221, 003, 810	経常費用の部	1, 196, 213, 841
公益目的事業	645, 848, 989	公益目的事業	772, 996, 595
（公1）スポーツ・教育振興事業	645, 848, 989	（公1）スポーツ・教育振興事業	772, 996, 595
市民スポーツ振興事業	99, 601, 714	市民スポーツ振興事業	192, 912, 195
スポーツ・教育施設運営事業	542, 421, 275	スポーツ・教育施設運営事業	580, 084, 400
スポーツ・教育振興事業共通	3, 826, 000		
収益事業	554, 159, 977	収益事業	392, 751, 229
（収1）スポーツ・教育施設収益事業	554, 159, 977	（収1）スポーツ・教育施設収益事業	392, 751, 229
スポーツ施設収益事業	460, 515, 423	スポーツ施設収益事業	349, 356, 436
施設附帯等事業	93, 199, 068	施設附帯等事業	43, 394, 793
スポーツ・教育施設収益事業共通	445, 486		
法人会計	20, 994, 844	法人会計	30, 466, 017
経常外収益の部	26, 168	経常外費用の部	6, 234, 869
収益合計	1, 221, 029, 978	費用合計	1, 202, 448, 710
※ 神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額（A）	18, 581, 268
		法人税・住民税及び事業税（B）	172, 000
		当期一般正味財産増減額（A）－（B）	18, 409, 268
（1）補助金	64, 489千円		
（2）受託料等	455, 303千円		

3 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	3,826,000	-	-	3,826,000
特定資産運用益	-	445,486	-	445,486
受取会費	784,946	-	-	784,946
事業収益	555,298,298	548,419,403	20,979,128	1,124,696,829
受取補助金等	75,664,512	3,392,705	-	79,057,217
受取寄付金	3,770,000	506,820	-	4,276,820
過年度収益	78,618	-	-	78,618
雑収益	6,426,615	1,395,563	15,716	7,837,894
経常収益計	645,848,989	554,159,977	20,994,844	1,221,003,810
(2) 経常費用				
事業費	772,996,595	392,751,229	-	1,165,747,824
管理費	-	-	30,466,017	30,466,017
経常費用計	772,996,595	392,751,229	30,466,017	1,196,213,841
当期経常増減額	△ 127,147,606	161,408,748	△ 9,471,173	24,789,969
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	21,623	-	4,545	26,168
(2) 経常外費用				
経常外費用計	1	2	6,234,866	6,234,869
当期経常外増減額	21,622	△ 2	△ 6,230,321	△ 6,208,701
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 127,125,984	161,408,746	△ 15,701,494	18,581,268
他会計振替額	136,702,430	△ 136,702,430	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	9,576,446	24,706,316	△ 15,701,494	18,581,268
法人税・住民税及び事業税	-	172,000	-	172,000
当期一般正味財産増減額	9,576,446	24,534,316	△ 15,701,494	18,409,268
一般正味財産期首残高	12,739,473	407,301,654	217,560,660	637,601,787
一般正味財産期末残高	22,315,919	431,835,970	201,859,166	656,011,055
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	-	△ 3,899,525	-	△ 3,899,525
当期指定正味財産増減額	-	△ 3,899,525	-	△ 3,899,525
指定正味財産期首残高	200,000,000	38,560,672	-	238,560,672
指定正味財産期末残高	200,000,000	34,661,147	-	234,661,147
当期正味財産増減額	9,576,446	20,634,791	△ 15,701,494	14,509,743
正味財産期首残高	212,739,473	445,862,326	217,560,660	876,162,459
III 正味財産期末残高	222,315,919	466,497,117	201,859,166	890,672,202

4 貸借対照表

令和7年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	391,048,538	未払金	212,390,872
未収金	85,894,482	前受金	23,060,833
前払費用	4,612,514	未払法人税等	172,000
流動資産合計	481,555,534	未払消費税等	19,269,000
2. 固定資産		預り金	13,491,388
(1) 基本財産		賞与引当金	9,062,691
投資有価証券	200,000,000	流動負債合計	277,446,784
基本財産合計	200,000,000	2. 固定負債	
(2) 特定資産		退職給付引当金	19,918,784
退職給付引当資産	19,918,784	固定負債合計	19,918,784
減価償却引当資産	213,881,865	負債合計	297,365,568
市民スポーツ振興事業準備資金	90,000,000	III 正味財産の部	
工事積立資産	47,800,000	1. 指定正味財産	
建物	29,228,717	出捐金	200,000,000
構築物	26,902,141	（うち基本財産への充当額）	(200,000,000)
什器備品	1	受取補助金等	28,066,076
特定資産合計	427,731,508	（うち特定資産への充当額）	(28,066,076)
(3) その他固定資産		受取寄附金	6,595,071
建物	1,122,919	（うち特定資産への充当額）	(6,595,071)
構築物	69,406,637	指定正味財産合計額	234,661,147
車輛運搬具	3	2. 一般正味財産	656,011,055
什器備品	6,682,295	（うち特定資産への充当額）	(373,151,577)
機械・装置	1,272,954	正味財産合計	890,672,202
水道施設利用権	87,750		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	78,750,728		
固定資産合計	706,482,236		
資産合計	1,188,037,770	負債及び正味財産合計	1,188,037,770

（特定資産）

建物減価償却累計額	21,354,581
構築物減価償却累計額	70,738,122
什器備品減価償却累計額	3,464,999

（その他固定資産）

建物減価償却累計額	5,969,474
構築物減価償却累計額	196,889,945
車輛運搬具減価償却累計額	4,788,974
什器備品減価償却累計額	25,947,423
機械・装置減価償却累計額	8,589,301

5 財産目録

令和7年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金		未払金	212,390,872
小口現金等	1,536,419	前受金	
普通預貯金		ワールド記念ホール利用料金等	23,060,833
三井住友・みなと・ゆうちょ銀行等	389,512,119	未払法人税等	172,000
未収金（利用料金等）	85,894,482	未払消費税等	19,269,000
前払費用（令和7年度保険料等）	4,612,514	預り金	
流動資産合計	481,555,534	神戸市歳入金他	13,491,388
		賞与引当金	9,062,691
2. 固定資産		流動負債合計	277,446,784
(1) 基本財産			
投資有価証券		2. 固定負債	
神戸市公募公債	200,000,000	退職給付引当金	19,918,784
基本財産合計	200,000,000	固定負債合計	19,918,784
(2) 特定資産		負債合計	297,365,568
退職給付引当資産		III 正味財産の部	890,672,202
三井住友銀行	19,918,784		
減価償却引当資産			
三井住友銀行	113,881,865		
神戸市公募公債	100,000,000		
市民スポーツ振興事業準備資金			
三井住友銀行	90,000,000		
工事積立資産			
三井住友銀行	47,800,000		
建物	29,228,717		
構築物	26,902,141		
什器備品	1		
特定資産合計	427,731,508		
(3) その他固定資産			
建物	1,122,919		
構築物			
王子駐車場, 神戸LFC人工芝等	69,406,637		
車輛運搬具 3台	3		
什器備品	6,682,295		
機械・装置	1,272,954		
水道施設利用権	87,750		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	78,750,728		
固定資産合計	706,482,236		
資産合計	1,188,037,770		

6 事業別収入明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

		内訳			
事業	合計	事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
経常増減の部	1,221,003,810	1,124,696,829	79,057,217	4,276,820	12,972,944
公益目的事業	645,848,989	555,298,298	75,664,512	3,770,000	11,116,179
(公1)スポーツ・教育振興事業	645,848,989	555,298,298	75,664,512	3,770,000	11,116,179
市民スポーツ振興事業	99,601,714	17,664,964	75,624,512	－	6,312,238
スポーツ・教育施設運営事業	542,421,275	537,633,334	40,000	3,770,000	977,941
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000	－	－	－	3,826,000
収益事業	554,159,977	548,419,403	3,392,705	506,820	1,841,049
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	554,159,977	548,419,403	3,392,705	506,820	1,841,049
スポーツ施設収益事業	460,515,423	455,265,790	3,392,705	506,820	1,350,108
施設附帯等事業	93,199,068	93,153,613	－	－	45,455
スポーツ・教育施設収益事業共通	445,486	－	－	－	445,486
法人会計	20,994,844	20,979,128	－	－	15,716
経常外増減の部	26,168	－	－	－	26,168
当期収入合計	1,221,029,978	1,124,696,829	79,057,217	4,276,820	12,999,112

7 事業別支出明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	1,196,213,841	193,931,552	985,145,397	17,136,892
公益目的事業	772,996,595	140,186,745	632,364,674	445,176
(公1) スポーツ・教育振興事業	772,996,595	140,186,745	632,364,674	445,176
市民スポーツ振興事業	192,912,195	39,838,815	153,003,821	69,559
スポーツ・教育施設運営事業	580,084,400	100,347,930	479,360,853	375,617
収益事業	392,751,229	38,755,633	337,540,378	16,455,218
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	392,751,229	38,755,633	337,540,378	16,455,218
スポーツ施設収益事業	349,356,436	35,949,720	300,263,581	13,143,135
施設附帯等事業	43,394,793	2,805,913	37,276,797	3,312,083
法人会計	30,466,017	14,989,174	15,240,345	236,498
経常外増減の部	6,234,869	－	6,234,869	－
小計（税引前当期支出額）	1,202,448,710	193,931,552	991,380,266	17,136,892
法人税・住民税及び事業税	172,000	－	172,000	－
当期支出合計	1,202,620,710	193,931,552	991,552,266	17,136,892

8 財務状況の推移

(単位：千円)

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	5 → 6増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	30,927	△ 28,844	24,790	53,634
		経常収益	1,453,880	973,192	1,221,004	247,812
		うち公益	973,135	557,894	645,849	87,955
		うち公益以外	480,745	415,298	575,155	159,857
		経常費用	1,422,953	1,002,036	1,196,214	194,178
		うち事業費（公益）	1,033,871	658,731	772,997	114,266
		うち事業費（公益以外）	362,919	312,200	392,751	80,551
		うち管理費（公益）	-	-	-	-
		うち管理費（公益以外）	26,163	31,105	30,466	△ 639
		評価損益等	-	-	-	-
		当期経常外増減額	903	△ 297	△ 6,209	△ 5,912
		経常外収益	1,250	-	26	26
		経常外費用	347	297	6,235	5,938
		法人税・住民税及び事業税	322	172	172	-
		当期一般正味財産増減額	31,508	△ 29,313	18,409	47,722
		一般正味財産期首残高	635,407	666,915	637,602	△ 29,313
		一般正味財産期末残高	666,915	637,602	656,011	18,409
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 4,339	△ 4,002	△ 3,900	102
		指定正味財産増加額	-	-	-	-
		指定正味財産減少額	4,339	4,002	3,900	△ 102
		うち一般正味財産への振替額	△ 4,339	△ 4,002	△ 3,900	102
		指定正味財産期首残高	246,901	242,562	238,561	△ 4,001
		指定正味財産期末残高	242,562	238,561	234,661	△ 3,900
	正味財産期首残高		882,308	909,477	876,162	△ 33,315
	当期正味財産増減		27,169	△ 33,315	14,510	47,825
	正味財産期末残高		909,477	876,162	890,672	14,510
貸借対照表（B／S）	資産合計		1,201,377	1,100,660	1,188,038	87,378
	流動資産		449,645	376,801	481,556	104,755
	固定資産		751,732	723,859	706,482	△ 17,377
	うち建物		34,221	32,284	30,352	△ 1,932
	負債合計		291,900	224,497	297,366	72,869
	流動負債		229,830	191,045	277,447	86,402
	うち短期借入金		-	-	-	-
	固定負債		62,070	33,452	19,919	△ 13,533
	うち長期借入金		-	-	-	-
	正味財産合計		909,477	876,162	890,672	14,510
	指定正味財産		242,562	238,561	234,661	△ 3,900
	一般正味財産		666,915	637,602	656,011	18,409

Ⅴ 令和 7 年度 事業計画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

1 事業計画

すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境の提供の実現に向けて、第 5 期中期経営計画に沿って各事業を実施しスポーツ振興を推進していく。

令和 7 年度においてはスポーツ振興事業として、六甲シティマラソン大会や市内トップチーム観戦会の開催、市民が参加・体験できるイベント等への支援及び加盟団体助成事業等を引き続き実施するとともに、神戸市総合スポーツ大会及び神戸市民体育大会の 2 大会を再構築した「神戸市民総合スポーツ大会 (ALL KOBE GAMES)」を新たに開催する。また、中学生年代がスポーツに親しむ環境や、運営者の確保を含めた大会や競技会の運営組織の構築に向けた検討業務等を神戸市と連携して展開する。

指定管理施設等の運営事業としてスポーツセンターでは、スポーツの日等のイベントを充実させ、日常的に気軽にスポーツを楽しむことのできるきっかけを提供する。生涯学習支援センターでは、市民講師と学び合う活動を支援する等、学習する市民の相互交流を促進する。

(1) 公益目的事業

<公益 1> スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

α 神戸市民総合スポーツ大会等開催事業

市民皆スポーツを目指し、市民向けスポーツ大会及びレクリエーション事業を実施する。

大会・イベント名	実施予定時期	概要・場所
2025 年度神戸市民 総合スポーツ大会	4 月～令和 8 年 3 月	「神戸市民体育大会」及び「神戸市総合スポーツ大会」を再構築。
第 33 回六甲シティマラソン大会	令和 8 年 1 月 25 日	六甲アイランド内特設コースで実施
しあわせ健康駅伝大会 (第 29 回神戸市小学生駅伝競走大会)	11 月 29 日	ユニバー記念競技場と周回路で、小学校 4～6 年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第 57 回神戸市家庭バレーボールまつり	5 月 20・22・23 日	王子スポーツセンター
第 60 回神戸市家庭バレーボール大会	10 月 2・8 日	王子スポーツセンター 中央体育館
ファミリーウォーキング	4 月 6 日・11 月 9 日・ 令和 8 年 1 月 11 日	市内各所
KOBE ウォーキングツーリズム	9 月 28 日	花隈公園から JR 灘駅まで約 8 km の観光ウォーキング

b スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

全国級スポーツイベント「全日本卓球選手権大会(ホープス・カブ・バンビの部)」「第109回日本陸上競技選手権大会・20km 競歩」等の開催に合わせ、支援活動を実施する。また、令和7年度は「第61回全日本登山大会 兵庫大会」の開催を支援する。

② 神戸マラソン支援事業

市と連携しながら協力・支援を継続して行う。

c 加盟団体等助成事業

スポーツのすそ野を広げられるように加盟団体に対し、きめ細やかな助成を実施するとともに、団体の事務所等を備えた「ふきあい分室」の運営、加盟団体の適正なガバナンスを確保するためのコンプライアンス研修を実施する等の支援を行う。

また、加盟団体が実施する競技力向上を目的とする強化練習を継続して支援する。

d その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

神戸を拠点として活躍するトップチームや、オリンピックと子どもたちとの交流の場を設け、スポーツに対する関心を高め、夢と希望を育むとともに、スポーツに親しむきっかけづくりとする。

② 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸やINAC神戸レオネッサ、神戸ストークス、コベルコ神戸スティーラーズ等、市内トップチームの観戦会を実施し、レベルの高いスポーツイベントに接する機会を市民に提供する。

③ 基礎体力向上のための取組み

子どもたちの体力低下対策の一つとして、各種スポーツに欠かせない走る力の向上のための教室を開催する。

④ 様々なスポーツを体験する機会の提供

加盟団体や民間事業者が実施する競技の体験会や多数の市民が参加・体験できるイベント等への支援を通じて、市民がスポーツに触れ合う機会を提供する。

⑤ 市事業への参画

市との役割分担に基づき、令和6年度より委託等を受けた4事業の実施及び全日本高校・大学ダンスフェスティバル、六甲全山縦走・半縦走大会の2大会の運営に参画するとともに、令和7年度からは、新たに「パラレゾ for School」等の2事業を受託し、より幅広くスポーツ振興に取り組む。

⑥ 中学校部活動地域移行への取組み

市立中学校で部活動が終了した後も、中学生年代に対してスポーツを提供できる環境の構築や、活動成果を発揮する場となる大会・競技会について運営者確保を含めた機会の確保に向けて市と連携して事業を展開する。

⑦ スポーツ情報提供事業

情報誌「スポ協つうしんジュニア」やホームページ、SNS発信等を活用し、協会事業やスポーツの情報等の幅広い情報を的確に提供するとともに、加盟団体等の活動についても積極的に発信していく。

⑧ スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、スポーツの振興に功績のあった方々を表彰する。

⑨ プロジェクトチームの活用

神戸のスポーツ情報の効果的な発信を検討するプロジェクトチームにおいて、利用者目線に立った情報発信を行うため、より効果的なSNSの活用やホームページのリニューアルに取り組んでいく。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

指定管理者として、王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター及び生涯学習支援センターの管理運営を行う。

b 施設スポーツ振興事業

指定管理者として、利用者をはじめ、多くの市民を対象とした身近にスポーツに親しめる、様々なイベントを実施する。

① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施

灘区及び中央区の地域スポーツクラブの育成支援策を展開する。

② スポーツセンター事業

王子スポーツセンターにおいて、大人から子どもまでが楽しむことのできるスポーツイベント「KOBEスポーツトライアルDAY2025」を開催し、ポートアイランドスポーツセンターにおいては、スケートリンクのオープニングイベント「ウィンターフェスティバル」やオリンピックによる水泳教室を開催し、アイススケートと水泳の普及及び振興を図る。

③ その他スポーツ振興事業

熱中症予防などをテーマとするスポーツ安全講習会を開催する。

c スポーツ教室等事業

指定管理者として、市民の健康づくりや、スポーツ・文化に親しめる機会を提供するとともに、子どもの体力づくりや中高年齢者のフレイル予防と健康づくりを支援するため、各施設において約 100 のスポーツ教室・文化講座を開催し、定員約 7,000 名で募集を行う。

(2) 収益事業

＜収益 1＞スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設（ワールド記念ホール）収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行う。また、開業 40 周年記念事業を引き続き実施するとともに、誘致力強化及び収益確保のため、現在利用不能となっている可動席の撤去、器具庫の収納面積拡大の設備改修を行い、備品の貸出し事業を拡充する。

b レディースフットボールセンター推進事業

協会の自主事業として、INAC神戸レオネッサや女子サッカーチームの練習拠点として女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」の管理運営を兵庫県サッカー協会とともに行う。

また、利用者サービスの一環として、登録チームを対象としたINAC神戸ホームゲーム観戦機会の拡大を行う。

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館、神戸レディースフットボールセンターでの駐車場の運営等を行う。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出し、ワールド記念ホールにおける備品貸出し、各施設において自動販売機の事業等を行う。

2 経営改善の取組み

当協会では「すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会」を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的として活動している。

令和5年度から9年度を計画期間とする第5期中期経営計画に基づき、継続的な経営改善に取り組みながら、着実に事業を実施していくことで、今後も持続的に公益目的事業を実施していく。

(1) 協会関連事業の参加者数増に向けた取組み

競技団体との連携により開催しているスポーツ大会や体験会の拡充や、競技団体及び民間事業者等による競技体験会・イベント等を支援する新たな制度の運用、市内トップチームの観戦機会を増加することで、より多くの様々な世代の市民がスポーツに関わる機会を提供した。また、管理施設においても大会やイベントの受け入れを増やす等、市民が日常的に施設を利用できる環境づくりに努めた。

【協会関連事業の参加者数】

指標	令和6年度実績	主な取組内容・要因
令和3年度比で協会関連事業の参加者数25%増	+83% ※指定管理を外れた5地区体育館を含めると+35%	神戸市総合スポーツ大会の競技種目の増 六甲シティマラソン大会の開催及び交流広場の新設 スポーツ競技等普及啓発活動支援制度の新設 プロスポーツ観戦会の増 管理施設での大会・イベント等開催数の増

【今後の方針】

神戸市民総合スポーツ大会において競技種目を増やす等、各種大会や体験会の充実に取り組むとともに、プロスポーツ観戦会の拡充や、市・競技団体との連携強化によるスポーツ振興、指定管理施設での利用者増加に向けた取組み等を行うことで、競技普及及び市民参加率の向上を図り、指定管理を外れた5地区体育館を含む令和3年度実績からの25%増を目標として引き続き参加者数の増に努めていく。

(2) 単年度・累積収支均衡のための取組み

経費削減や収入増加への取組みや類似事業の統合・整理を進めるとともに、指定管理施設から本部へ事務の集約化を行うことで組織運営の効率化を図った。

令和6年度は神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会への協力金により公益目的事業での支出が増加したが、収益事業において年間を通じて高い施設稼働率を維持できたことから、協会全体の収支は黒字を確保することができた。

【単年度収支】

指標	令和 6 年度実績	主な取組内容・要因
単年度収支の均衡	+18,409 千円	催事件数の増加及び可動席撤去工事の実施時期変更 (ポートアイランドホール)

【中期経営計画累積収支】

指標	令和 6 年度末実績	令和 5 年度末実績
計画期間中（令和 5 ～ 9 年度）の 累積収支の均衡	△10,904 千円	△29,313 千円 ※R5 年度 給食物資調達運転資金 30,000 千円の清算を含む

※令和 5 年度の給食物資調達運転資金 30,000 千円の清算を除く実質累積収支

指標	令和 6 年度末実績	令和 5 年度末実績
計画期間中（令和 5 ～ 9 年度）の 累積収支の均衡	+19,096 千円	+687 千円

【今後の方針】

収益事業の柱であるワールド記念ホールにおいて、早期の予約確定による利用率向上に引き続き努めるとともに、その他の収益事業においても収入増加に向けた取組みを行っていく。また、令和 6 年度までに積み立てた資金を公益目的事業の財源として活用し安定的な事業運営を行っていく。

事業見直しや集約化により効率的な組織運営を行うとともに、研修の充実や資格取得支援等により、協会運営に携わる職員の人材育成およびスキルアップを図っていく。

3 事業別収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
公益目的事業	616,711	公益目的事業	715,607
（公1）スポーツ・教育振興事業	616,711	（公1）スポーツ・教育振興事業	715,607
市民スポーツ振興事業	113,395	市民スポーツ振興事業	145,009
スポーツ・教育施設運営事業	499,490	スポーツ・教育施設運営事業	570,598
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	スポーツ・教育振興事業共通	-
収益事業	482,692	収益事業	416,600
（収1）スポーツ・教育施設収益事業	482,692	（収1）スポーツ・教育施設収益事業	416,600
スポーツ施設収益事業	386,702	スポーツ施設収益事業	351,618
施設附帯等事業	95,532	施設附帯等事業	64,982
スポーツ・教育施設収益事業共通	458	スポーツ・教育施設収益事業共通	-
法人会計	23,139	法人会計	32,225
収益合計	1,122,542	費用合計	1,164,432
※ 神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額（A）	△ 41,890
		法人税・住民税及び事業税（B）	172
		当期一般正味財産増減額（A）-（B）	△ 42,062
（1）補助金	75,055千円		
（2）受託料等	410,509千円		

4 予定正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	3,826	
特定資産運用益	458	
受取会費	844	
事業収益	1,018,710	
受取補助金等	90,511	
受取寄付金	477	
雑収益	7,716	
経常収益 計		1,122,542
(2) 経常費用		
事業費	1,132,207	
管理費	32,225	
経常費用 計		1,164,432
当期経常増減額		△ 41,890
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	-	
経常外収益 計		-
(2) 経常外費用	-	
経常外費用 計		-
当期経常外増減額		-
税引前当期一般正味財産増減額		△ 41,890
法人税、住民税及び事業税		172
当期一般正味財産増減額		△ 42,062
一般正味財産期首残高		656,011
一般正味財産期末残高		613,949
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		-
受取寄付金		-
一般正味財産への振替額		△ 3,803
当期指定正味財産増減額		△ 3,803
指定正味財産期首残高		234,661
指定正味財産期末残高		230,858
当期正味財産増減額		△ 45,865
正味財産期首残高		890,672
III 正味財産期末残高		844,807

5 予定貸借対照表

令和8年3月31日現在（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	422,984	未払金	212,391
未収金	85,894	前受金	23,061
前払費用	4,613	未払法人税等	172
流動資産合計	513,491	未払消費税等	19,269
2. 固定資産		預り金	13,491
(1) 基本財産		賞与引当金	7,693
投資有価証券	200,000	流動負債合計	276,077
基本財産合計	200,000	2. 固定負債	
(2) 特定資産		退職給付引当金	25,506
退職給付引当資産	25,506	固定負債合計	25,506
減価償却引当資産	230,835	負債合計	301,583
市民スポーツ振興事業準備資金	60,000		
工事積立資産	-	III 正味財産の部	
建物	27,509	1. 指定正味財産	
構築物	23,406	出捐金	200,000
什器備品	0	（うち基本財産への充当額）	(200,000)
特定資産合計	367,256	受取補助金等	24,740
(3) その他固定資産		（うち特定資産への充当額）	(24,740)
建物	910	受取寄附金	6,118
構築物	60,442	（うち特定資産への充当額）	(6,118)
車輛運搬具	0	指定正味財産合計額	230,858
什器備品	3,215	2. 一般正味財産	613,949
機械・装置	847	（うち特定資産への充当額）	(310,892)
水道施設利用権	51		
敷金・保証金	150	正味財産合計	844,807
預託金	28		
その他固定資産合計	65,643		
固定資産合計	632,899		
資産合計	1,146,390	負債及び正味財産合計	1,146,390

（特定資産）

建物減価償却累計額	23,075
構築物減価償却累計額	74,234
什器備品減価償却累計額	3,465

（その他固定資産）

建物減価償却累計額	6,182
構築物減価償却累計額	205,855
車輛運搬具減価償却累計額	4,789
什器備品減価償却累計額	29,414
機械・装置減価償却累計額	9,015

6 事業別予定収入明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

		内訳			
事業	合計	事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
公益目的事業	616,711	518,540	87,185	1,236	9,750
(公1) スポーツ・教育振興事業	616,711	518,540	87,185	1,236	9,750
市民スポーツ振興事業	113,395	19,429	87,185	1,236	5,545
スポーツ・教育施設運営事業	499,490	499,111	－	－	379
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	－	－	－	3,826
収益事業	482,692	477,031	3,326	477	1,858
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	482,692	477,031	3,326	477	1,858
スポーツ施設収益事業	386,702	381,499	3,326	477	1,400
施設附帯等事業	95,532	95,532	－	－	－
スポーツ・教育施設収益事業共通	458	－	－	－	458
法人会計	23,139	23,139	－	－	－
当期収入合計	1,122,542	1,018,710	90,511	1,713	11,608

7 事業別予定支出明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
公益目的事業	715,607	166,823	548,784	－
(公1) スポーツ・教育振興事業	715,607	166,823	548,784	－
市民スポーツ振興事業	145,009	43,139	101,870	－
スポーツ・教育施設運営事業	570,598	123,684	446,914	－
収益事業	416,600	43,763	354,794	18,043
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	416,600	43,763	354,794	18,043
スポーツ施設収益事業	351,618	40,596	299,008	12,014
施設附帯等事業	64,982	3,167	55,786	6,029
法人会計	32,225	17,208	14,736	281
法人税・住民税及び事業税	172	－	172	－
当期支出合計	1,164,604	227,794	918,486	18,324

VI 令和6年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

事業		計画	実績	備考
公益目的事業		758,656	772,997	
(公1) スポーツ・教育振興事業		758,656	772,997	
	市民スポーツ振興事業	196,656	192,912	
	スポーツ・教育施設運営事業	562,000	580,085	
収益事業		369,724	392,751	
(収1) スポーツ・教育施設収益事業		369,724	392,751	
	スポーツ施設収益事業	307,095	349,356	
	施設附帯等事業	62,629	43,395	
法人会計		27,655	30,466	

参考

1 主要事業の推移

事業名	項目	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
1 指定管理施設運営事業	施設名	利用人数	利用人数	前年度比(%)	利用人数	前年度比(%)
(1) スポーツ施設 ※王子スポーツセンターおよびワールド記念ホールの()内数字は、主要施設の利用率を記載	王子スポーツセンター	328,673 人 (94.2%)	337,667 人 (95.8%)	103	356,330 人 (93.5%)	106
	ポートアイランドスポーツセンター	239,646 人	216,260 人	90	284,611 人	132
	ワールド記念ホール	424,378 人 (57.3%)	408,121 人 (57.0%)	96	602,311 人 (84.4%)	148
(2) 社会教育施設	生涯学習支援センター	288,416 人	333,412 人	116	320,632 人	96
2 レディースフットボールセンター運営事業	レディースフットボールセンター	54,148 人	57,868 人	107	60,092 人	104
3 スポーツ教室等事業	項目	実施状況	実施状況		実施状況	
	施設数	7 館	2 館		2 館	
	教室数	204 教室	103 教室		104 教室	
	受講者数	14,827 人	8,624 人		7,758 人	
4 施設附帯等事業 駐車場その他	施設名	利用状況	利用状況	前年度比(%)	利用状況	前年度比(%)
	王子スポーツセンター北	収容台数 57 台	収容台数 57 台		収容台数 57 台	
	王子スポーツセンター南	収容台数 65 台	収容台数 65 台		収容台数 65 台	
	中央体育館	収容台数 38 台	収容台数 38 台		収容台数 38 台	
	レディースフットボールセンター	収容台数 58 台	収容台数 58 台		収容台数 58 台	
		延利用台数 110,058 台	延利用台数 113,733 台	103	延利用台数 113,838 台	100
	ポートアイランドスポーツセンター	スケート靴貸出 38,274 件	スケート靴貸出 35,874 件	94	スケート靴貸出 32,213 件	90

2 施設概要

令和7年7月1日現在

(1) 当協会所有施設

施設名	神戸レディースフットボールセンター
所在地	東灘区向洋町中7丁目1-1 Tel 842-3370
休業日	施設整備日及び年末年始
項目	
1 竣工	平成24年11月
2 構造	クラブハウス（鉄骨造地上1階建 258 m ² ）
3 敷地面積	19,000 m ²
4 施設内容	人工芝グラウンド1面（105m×68m）・練習グラウンド・ちびっ子グラウンド・クラブハウス1棟・夜間照明設備6基・観覧席250席

(2) 指定管理施設

施設名	王子スポーツセンター
所在地	灘区青谷町1丁目1-1 Tel 802-0223
休業日	施設整備日（毎月第4水曜日）及び年末年始
項目	
1 竣工	(1) 王子スタジアム
2 敷地面積	昭和31年10月
3 収容人員	26,000 m ²
4 施設内容	3,000人（メインスタンド約2,500人、バックスタンド約500人）
	全天候型（トラック1周400m×8コース）
1 竣工	(2) 体育館（主競技場・身体障害者体育館・トレーニング室・柔道場・剣道場等）
2 構造	昭和53年10月
3 延床面積	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
4 敷地面積	7,193 m ²
5 観客席	9,530 m ²
	194席（立ち見 約300人）
1 竣工	(3) バレーボール兼テニスコート
2 敷地面積	昭和31年10月
3 収容人員	10,744 m ²
4 施設内容	1,200人
	全天候型, 6面
その他 施設	補助競技場、相撲場、広場及び公園等
施設名	ポートアイランドスポーツセンター
所在地	中央区港島中町6丁目12-1 Tel 302-1031
休業日	毎週水曜日及び年末年始
項目	
1 竣工	昭和56年1月（供用開始 昭和56年11月）
2 構造	鉄筋コンクリート造3階建地下1階
3 延床面積	11,770 m ²
4 敷地面積	10,697 m ²
5 観客席	2,500席
6 施設内容	①公認プール 競泳用プール（50m×8コース）・温水プール（25m×5コース） 飛び込み用プール ②スケートリンク2面（60m×30m、18m×28m）（冬季）

施設名		ワールド記念ホール					
項 目		所在地：中央区港島中町 6 丁目 12-2 Tel 302-8781					
		休業日：年末年始 ※イベント開催の場合は開館					
1 竣 工		昭和 59 年 8 月（供用開始 昭和 59 年 10 月）					
2 構 造		鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建					
3 延床面積		13,325 m ²					
4 敷地面積		10,286 m ²					
5 観 客 席		約 8,000 席（固定 3,528 席、仮設 約 4,500 席）					
6 施設内容		アリーナ（楕円形 縦 82.5m×横 42.5m 面積 3,100 m ² 天井高約 30m）					
施設名		生涯学習支援センター					
項 目		所在地：中央区吾妻通 4 丁目 1-6 Tel 251-4731					
		休業日：年末年始					
1 開 館		平成 12 年 9 月 全館開館					
2 構 造		鉄筋コンクリート造地上 5 階建					
3 延床面積		6,887 m ² （別途スポーツ協会分室 520 m ² ）					
4 敷地面積		7,115 m ²					
5 施設内容		会 議 室（小） 3 室 31 m ²					